

第8 意見

本監査を通じ、リース契約に関し、検討を望みたい課題が見受けられたので、次のとおり意見を述べる。

1 適切な契約手続の徹底に向けた取り組みの強化

今回の行政監査ではリース契約について監査を行った。

リース契約の契約手続については、おおむね適切に行われていたものの、所管課契約において、再リースの長期継続契約を適正な手続で行わずに締結していたもの、履行を終了していたにもかかわらず、必要とする契約変更の手続をしていなかったもの、更に再委託の承認手続が、適正に行われていなかったものなど、適正な契約手続についての認識が欠けていた事例が散見された。

また、リース契約に含まれる、「本体経費」「設置費」「撤去費」「保守費」などの各項目の内訳は、多くが把握されておらず、全体の90%で「不明」との回答であった。契約に含まれる経費の内容について契約時に十分把握することは、物品調達にあたって単純にリース契約を選択するのではなく、購入など他の手法と比較検討するうえで必要な要素であり、契約時においてのみ検討が可能である。リース契約の検討過程の際に、費用内訳の把握を行うことについて検討されたい。

当初リース契約、再リース契約双方の仕様書に撤去作業が記載されている契約について、「当初の契約と二重払いになるのではないか」との所管への質問に際し、「再リース終了時の支払はない」と各所管共通の回答であったが、今後所管が行うとしている仕様書等への修正内容は、記載方法、解釈に統一性がなく、各所管対応となっていた。

これらの手続を適切に行っていくことは、区の契約の合规性を確保していくことに加え、契約の相手方への適切な情報提供や合意形成の過程を担保していくために必要である。

これまで所管対応となっていた手続で、共通した部分については、マニュアルの整備、職員への情報の周知など、契約担当部署を中心として組織的な取組を展開されたい。

2 物品調達におけるトータルコストの把握と基準の検討

物品調達については、従来の購入による取得に加え、リースによる調達が広く活用されているが、今回の調査では、課題も認められた。

現在、物品調達の際に、「リース」とするか「購入」とするかの統一的な財政上の判断基準は示されておらず、「総合的な視点から個別事案ごとに判断することとされているものの、留意すべきポイントすら示されていない。結果として、単年度の負担額が少ないリース契約を選択する傾向にある。

保守を含めた使用期間全体に係るトータルコストを把握して、判断基準に活用するという視点が必要である。

例えば、車両のリース契約等では、5年間の当初の契約終了時において、引き続き車両をリースする際にも経費の内訳がなく、残存価値も不明確となっていた。結果として、トータルコストが購入価格を上回っているのかどうかの根拠がないまま、「単年度の経費負担が軽減される」という理由から、再リース契約が繰り返されているケースが散見された。

物品調達にあたっては、調達全体に係るコストを把握し、リース、購入にかかわらず具体的に活用できる客観的なデータを収集することが肝要である。また、長期的な経費の想定や必要となる経費の平準化と財政状況を見極め、経費抑制や区民サービスの影響等を踏まえた総合的な視点からの判断も必要となる。

今後は、物品調達におけるトータルコストの把握と判断基準を区として検討されたい。

3 区民目線による総合的な調達方針の確立

今回の調査では、リースで調達された物品はパソコンや印刷機などの事務用機器が主である一方、スポーツ施設のトレーニング機器や各施設に配置されているAEDなど、区民に直接に係わる物品についてもリースで調達されていることが確認できた。

特に、区民の利用に供する物品については、経済性のみに着目するのではなく、安全性、利便性、環境への配慮、幅広い世代の使いやすさなどに着目し、区民サービスの充実という点からの更新について検討、検証が必要である。

最後に、区民の健康で安全な日常活動を支える視点も加えた、物品調達の基準作りを着実に進め、区民のための効率的、効果的な区政運営が展開されることを期待する。